

(オリンピック競技大会優秀者顕彰規程の一部改正)
第四条 オリンピック競技大会優秀者顕彰規程(平成六年文部省令第二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「財団法人日本オリンピック委員会」の下に「平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。」を加える。

(スポーツ振興投票の対象試合における選手、監督、コーチ及び審判員の登録に関する省令の一部改正)
第五条 スポーツ振興投票の対象試合における選手、監督、コーチ及び審判員の登録に関する省令(平成十二年文部省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「財団法人日本サッカー協会」の下に「昭和四十九年八月三十一日に財団法人日本サッカー協会という名称で設立された法人をいう。」を加える。
第四条において同じ。」を加える。
(文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年文部科学省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の項中、第三十四条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十一条第一項(法人の設立の時に限る部分に限る。を、第三十三條の二に改め、同表文部科学大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(平成十二年総理府・文部省令第四号)の項を削る。

別表第二私立学校法の項中、第三十四条において準用する民法第五十一条第一項(法人の設立の時に限る部分に限る。を、第三十三條の二に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十年十二月一日から施行する。

(文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正に伴う経過措置)
第二条 文部科学省の所管する特別民法法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十二条に規定する特別民法法人をいう。)が、文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令第三條及び第四條の規定に基づいて行う書面の保存の方法については、第六條の規定による改正後の同令別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省令第六十六号
確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第三百四十四号)の施行に伴い、及び確定給付企業年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号)第二十三條第二項から第四項までの規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年十二月一日

厚生労働大臣 舛添 要一
確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令
確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。
第二十四条中「第二十三條第二項」を「第二十三條第四項」に改め、同条を第二十四條の三とする。
第三章中第二十四條の三の前に次の二條を加える。

第三條中第二十四條の三の前に次の二條を加える。
(令第二十三條第二項の厚生労働省令で定める要件)
第二十四条 令第二十三條第二項の厚生労働省令で定める要件は、障害給付金の支給が、通常の予測を超えて発生した場合の確定給付企業年金の財政への影響を勘案し、実績等に照らして合理的に見込まれるものであることとする。
(令第二十三條第三項の厚生労働省令で定める要件)
第二十四条の二 令第二十三條第三項の厚生労働省令で定める要件は、遺族給付金の支給が、通常の予測を超えて発生した場合の確定給付企業年金の財政への影響を勘案し、実績等に照らして合理的に見込まれるものであることとする。

第二十四条の三の次に次の一條を加える。
(予想額の現価の計算方法)
第二十四条の四 令第二十三條第四項の規定による予想額の現価の計算は、第四十三條第一項に規定する基礎率を用い、事業年度の末日及び第四十九條に規定する計算基準日において計算するものとする。
第五十二條第六号中「残存期間において支給する給付の額の現価に相当する額」を「残存期間について支給する給付の現価に相当する金額」に改める。
第五十三條第二項中「現価」を「予想額の現価」に改める。
第五十三條の八の表第五十三條第一項の項中欄に「現価から」を「予想額の現価から」に、同項下欄に「現価」を「予想額の現価」に改める。

附則
この省令は、公布の日から施行する。
○経済産業省令第八十二号
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の施行に伴い、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。
平成二十年十二月一日

経済産業大臣 二階 俊博
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令
(経済産業省職員受託出張規則の一部改正)
第一条 経済産業省職員受託出張規則(昭和二十二年総理府・商工省令第三号)の一部を次のように改正する。
第四条第二号中「公益法人」を「公益社団法人若しくは公益財団法人」に改める。
(経済産業省職員受託出張規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条の規定による改正後の経済産業省職員受託出張規則第四条第二号に規定する公益社団法人若しくは公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う経過措置)
第二号中「又は寄付行為」を削る。
第八十一條の二第二項第一号中「又は寄付行為」を削り、同項第四号イ中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。
第八十一條の二の表中「社団法人全国火薬類保安協会」の下に「昭和四十七年四月一日に社団法人全国火薬類保安協会という名称で設立された法人をいう。」を加える。
第八十一條の十一の三第一号及び第四号ホ(ロ)中「又は寄付行為」を削る。
第八十一條の十一の七第一号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條に基づき設立された法人」を「一般社団法人」に改める。
第八十一條の十一の十五第一号及び第四号ホ(ロ)中「又は寄付行為」を削る。
(経済産業大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止)
第四条 経済産業大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和二十六年通商産業省令第五十五号)は、廃止する。
(輸出入取引法施行規則の一部改正)
第五条 輸出入取引法施行規則(昭和三十年通商産業省令第四十五号)の一部を次のように改正する。
第五十九條第三号八中「第二百二十四條」を「第二百一十一條」に改める。
(電気工事士法施行規則の一部改正)
第六条 電気工事士法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第九十七号)の一部を次のように改正する。
第十三條第一号中「又は寄付行為」を削り、同条第四号イ中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。
(核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正)
第七條 核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号)の一部を次のように改正する。
第二條第二項第九号並びに第四條第一項第一号及び第四号中「又は寄付行為」を削る。

施行に伴う経過措置に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二條第一項に規定する特別民法法人又は特別財団法人を含むものとする。
(火薬類取締法施行規則の一部改正)
第三条 火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)の一部を次のように改正する。
第八十一條の二第二項第一号中「又は寄付行為」を削り、同項第四号イ中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。
第八十一條の二の表中「社団法人全国火薬類保安協会」の下に「昭和四十七年四月一日に社団法人全国火薬類保安協会という名称で設立された法人をいう。」を加える。
第八十一條の十一の三第一号及び第四号ホ(ロ)中「又は寄付行為」を削る。
第八十一條の十一の七第一号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條に基づき設立された法人」を「一般社団法人」に改める。
第八十一條の十一の十五第一号及び第四号ホ(ロ)中「又は寄付行為」を削る。
(経済産業大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止)
第四条 経済産業大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和二十六年通商産業省令第五十五号)は、廃止する。
(輸出入取引法施行規則の一部改正)
第五条 輸出入取引法施行規則(昭和三十年通商産業省令第四十五号)の一部を次のように改正する。
第五十九條第三号八中「第二百二十四條」を「第二百一十一條」に改める。
(電気工事士法施行規則の一部改正)
第六条 電気工事士法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第九十七号)の一部を次のように改正する。
第十三條第一号中「又は寄付行為」を削り、同条第四号イ中「社団法人」を「一般社団法人」に改める。
(核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正)
第七條 核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号)の一部を次のように改正する。
第二條第二項第九号並びに第四條第一項第一号及び第四号中「又は寄付行為」を削る。